

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 総務・市民協働部
 総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

条 例

- 条例第13号 宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) …2
- 条例第14号 宇治市市税条例の一部を改正する条例……………(税務課) …2
- 条例第15号 宇治市火災予防条例の一部を改正する条例……………(予防課) …3
- 条例第16号 宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例……………(生活支援課) …4
- 条例第17号 宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………(保育支援課) …4

規 則

- 規則第21号 宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課) …4
- 規則第22号 宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則……………(歴史まちづくり推進課) …4
- 規則第23号 宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) …9

告 示

- 告示第70号 国土調査の実施……………(建設総務課) …11
- 告示第72号 放置自動車等の保管……………(建設総務課) …11

公 告

- 公告第32号 職員の表彰……………(人事課) …11

公 営 企 業

- 公告第18号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定の取消し……………11
- 公告第19号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更……………11

条 例

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年6月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第13号

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和26年宇治市条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市市税条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年6月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第14号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例(昭和51年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第24条の2第2項中「、又は」を「、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する選付すべき金額により」に、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第28条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第31条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第33条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税の合算額」に、「によつて」を「により」に改める。

第36条第1項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「均等割額」を「均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」に改め、同条第2項本文中「においては」を「に

は」に、「によつて」を「により」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によつて」を「により」に改める。

第43条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもののみならず」に改める。

第43条の2第1項各号列記以外の部分中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「及び均等割額」を「及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第43条の5において同じ。)」に改め、同条第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第43条の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもののみならず」に改める。

第89条第1号エ中「及び」を「、」に、「を除く」を「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く」に改める。

附則第6条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第8条の3に次の1項を加える。

20 法附則第15条の9の3第1項の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第8条の4中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第21条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第21条の2とする。

附則第21条の6第3項を削る。

附則第21条の8第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第26条第1項各号列記以外の部分及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第30条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第89条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定(この条例による改正後の宇治市市税条例(以下「新条例」という。)附則第21条の8第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日

(2) 第24条の2第2項並びに第31条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第33条、第36条、第43条、第43条の2及び第43条の6の改正規定並びに附則第21条の2の2の改正規定(同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。)及び附則第21条の8第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項(新条例附則第21条の8第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第28条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき宇治市市税条例第28条の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第89条第1号エ及び附則第21条の8第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の宇治市市税条例附則第21条の2及び第21条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第21条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市火災予防条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年6月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第15号

宇治市火災予防条例の一部を改正する条例

宇治市火災予防条例(昭和48年宇治市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項各号列記以外の部分中「自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう」を「を除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「、次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めるときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号本文中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「について」を「(主として保安のために設けるものを除く。)について」に改め、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

17 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第23条第3項第2号中「標識の設置」を「標識の設置(健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。)」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は

設置の工事がされている改正後の宇治市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年6月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第16号

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

宇治市個人番号の利用に関する条例（平成27年宇治市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

Table with 2 columns: 機関, 事務. Includes a table for '市長' with a specific task description.

改める。

別表第2中

Table with 3 columns: 機関, 事務, 特定個人情報. Includes a table for '市長' with specific tasks and personal information.

改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(揭示済)

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年6月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第17号

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項後段中「同号」を「同条第1号」に、「含む。」と「含む。」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」とに改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(揭示済)

規 則

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年6月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第21号

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和28年宇治市規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則を、ここに公布する。

令和5年6月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第22号

宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則（趣旨）

第1条 この規則は、宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和5年宇治市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する

用語の例による。

(太陽光発電設備)

第3条 条例第2条第1号ウの規則で定めるものは、発電出力が0.2キロワット以下の太陽光発電設備とする。

(禁止区域)

第4条 条例第5条第8号の規則で定める区域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域と市街化調整区域の境界線から水平距離が25メートル以内の区域とする。

(事業計画)

第5条 条例第6条第1項の規定による事業計画は、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事業者の住所及び氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 現場管理者の住所及び氏名
- (3) 特定設備を設置する位置
- (4) 特定設備の構造
- (5) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (6) 設置工事の設計
- (7) 事業区域(事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区)の所在地及び面積
- (8) 特定設備の維持管理の方法及び特定設備を廃止した後の措置の方法
- (9) 特定設備の設置に係る騒音及び振動の防止又は抑制に関する計画
- (10) 特定設備の設置に係る防災の措置に関する計画
- (11) 自然環境等の保全に関する計画
- (12) 事業の施行に必要な法令及び他の条例による許可及び認可の取得に関する計画

2 条例第6条第1項の許可の申請は、特定設備設置許可申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 周辺住民等への説明に係る書類
- (2) 事業者の住民票の写し(法人にあっては、当該法人の登記事項証明書)
- (3) 条例第9条第1項第1号に係る誓約書
- (4) 事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証明する書類
- (5) 事業区域の土地に関する権利を証明する書類
- (6) 事業の施行に必要な法令及び他の条例による許可及び認可の取得の状況を示した書類
- (7) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する特定契約を締結する場合にあっては、その締結の時期を示した書類
- (8) 前各号に掲げるほか、市長が必要であると認める書類(事前協議)

第6条 条例第7条第1項の協議(以下「事前協議」という。)を行おうとする者は、事前協議書(別記様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者に係る住民票の写し(法人にあっては、当該法人の登記事項証明書)
- (2) 事業計画書
- (3) 設計説明書
- (4) 公共施設一覧表
- (5) 事業区域内における権利者一覧表
- (6) 事業区域に隣接する土地の所有者一覧表
- (7) 安定計算書
- (8) 水理計算書

(9) 構造計算書

(10) 現況写真及び現況平面図

(11) 土地利用計画図

(12) 造成計画平面図及び造成計画断面図

(13) 雨水排水計画平面図及び雨水排水計画断面図

(14) 構造図

(15) 求積図

(16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

2 市長は、事前協議を終了したときは、事業者に事前協議終了通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(標識)

第7条 事業者は、前条第2項の規定により通知を受けたときは、速やかに、事業区域内の公衆の見やすい場所に標識(別記様式第4号)を設置しなければならない。

2 事業者は、前項の標識を設置したときは、標識設置報告書(別記様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 標識を設置した場所が明示された図面
- (2) 標識の設置の状況及び標識に記載された内容が分かる写真(周辺住民等への説明等)

第8条 条例第8条第1項の説明会(以下「説明会」という。)は、次の各号に掲げる者に対して行うものとする。

- (1) 事業区域の周辺地域に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者
- (2) 前号に掲げる者のほか、事業により影響を受ける者であって、市長が必要であると認めるもの

2 周辺住民等は、説明会が開催された日から起算して30日以内に、当該説明会を開催した事業者に対し事業計画に対する意見を記載した書類(次条において「意見書」という。)を提出することができる。

3 事業者は、説明会を開催したときは、説明会結果報告書(別記様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 説明会で配布した資料
- (2) 説明会の議事録
- (3) 説明会の周知を行った地域の範囲を示した図面
- (4) 説明会を開催した状況を確認することができる写真
- (5) 説明会に出席した者の名簿の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類(周辺住民等との協議)

第9条 事業者は、意見書の提出があったときは、当該意見書を提出した周辺住民等に対し見解書を提出し、協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により協議を行ったときは、協議結果報告書(別記様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 協議で配布した資料
- (2) 協議の議事録
- (3) 意見書及び見解書の写し(許可の基準等)

第10条 条例第9条第1項第2号の規則に定める基準は、別表のとおりとする。

(変更の許可の申請)

第11条 条例第10条第1項本文の変更の許可を受けようとする事業者は、特定設備設置変更許可申請書(別記様式第8号)に変更する内容が確認できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（軽微な変更）

第12条 条例10条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特定設備の設置工事に係る着手予定年月日及び完了予定年月日の変更
- (2) 変更後においても許可基準に適合することが明らかな変更

2 条例第10条第2項の規定による届出は、事業計画軽微変更届出書（別記様式第9号）により行うものとする。

（工事着手の届出）

第13条 条例第11条の規定による届出は、特定設備設置工事着手届出書（別記様式第10号）により行うものとする。

（完了の届出等）

第14条 条例第12条第1項の規定による届出は、特定設備設置工事完了届出書（別記様式第11号）に工事写真（特定設備の設置に係る工事の各工程の状況及び当該工事の完了後の状況が分かるカラーのものに限る。）を添えて、行うものとする。

2 条例第12条第2項の規定による通知は、特定設備設置工事検査結果通知書（別記様式第12号）により行うものとする。

（廃止の届出）

第15条 条例第13条第1項の規定による届出は、事業廃止届出書（別記様式第13号）により行うものとする。

（定期報告）

第16条 条例第14条の規定による報告に係る年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項の報告は、毎年6月30日までに書面により行うものとする。

（身分証明書）

第17条 条例第16条第2項の証明書は、身分証明書（別記様式第14号）とする。

（公表の方法）

第18条 条例第20条第1項の規定による公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 宇治市公告式条例（昭和26年宇治市条例第1号）第2条第2項の規定の例による登載又は掲示
- (2) 本市のホームページへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める方法（補則）

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第10条関係）

- (1) 太陽光発電設備の設置に係る防災に関する事項に係る基準
 - ア 事業区域において、木竹の伐採、切土、盛土、埋立て、掘削等の造成（以下「造成」という。）を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度のものであること。
 - イ 事業区域の土質試験等に基づく地盤の安定計算を行っていること。この場合において、当該地盤の安全を保つための措置を講じる必要があると認められる場合にあっては、当該措置が講じられていること。
 - ウ 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
 - エ 排水路、河川その他の排水施設の放流先の施設の能力に応じて必要がある場合は、雨水等を一時的に貯留する調整池その他の施設が設置されていること。
- (2) 事業区域及びその周辺地域における自然環境等の保全に関す

る事項に係る基準

ア 特定設備の設置に伴う土砂の流出等による濁水の発生の防止のための必要な措置が講じられていること。

イ 設置の工事の施行に使用する工事車両による排出ガスの排出の抑制並びに騒音及び振動の防止について必要な措置が講じられていること。

ウ 事業区域が住宅等に近接している場合は、太陽光の反射によるまぶしさを与えないようにするため、植栽、フェンス等の設置その他の必要な措置が講じられていること。

エ 住宅等に隣接してパワーコンディショナーが設置される場合は、防音壁の設置その他パワーコンディショナーから生じる騒音及び低周波を軽減するための措置が講じられていること。

オ 事業区域内に生育する木竹を伐採する場合は、当該伐採が必要最小限度のものであること。

カ 事業区域内に10パーセント以上の面積の森林等緑地を確保すること。ただし、事業区域に森林又は緑地を含む場合は、残置森林を含めて25パーセント以上の面積の森林等緑地を確保すること。

キ 事業区域の境界部分については、植栽、塀、柵その他工作物の設置により、遮蔽又は緩衝の措置を行うこと。

ク 独立峰の頂部付近又は尾根の輪郭線を構成している連続した稜線の付近に特定設備を設置することを避けること。

ケ 宇治橋及び隠元橋から特定設備を見通すことができる場合は、周辺景観と調和させるよう必要な措置を行うこと。

コ 造成により事業区域内に法面又は擁壁が生じる場合は、当該法面又は擁壁に、緑化その他の方法による修景を適切に行うこと。

サ 太陽電池モジュールは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射であって、模様が目立たないものを使用していること。

シ 太陽電池モジュールを支持する架台、パワーコンディショナーその他の附帯設備は、周囲の景観に調和した色彩とし、低反射のものを使用していること。

(3) 特定設備の設計の安全性の確保に関する事項に係る基準

電気事業法（昭和39年法律第170号）第39条第1項に規定する技術基準に適合していること。

(4) 特定設備の維持管理に関する事項に係る基準

ア 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき、特定設備の適切な保守点検及び維持管理を行うこと。

イ 事業終了後に適切に撤去できるよう計画的に費用の積み立てを行うこと。

(5) 特定設備を廃止した後において行う措置に関する事項に係る基準

ア 特定設備を廃止した後は、速やかに撤去すること。

イ 撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に従い、適正な処理を行うこと。

ウ 事業区域であった土地について、整地、緑化、修景その他災害の発生の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を行うこと。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

特定設備設置許可申請書

宇治市長宛て

事業者 住所
氏名
電話番号
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業区域（事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区）の所在地及び面積	
想定発電出力	
設計者	
工事施行者	
工事着手予定年月日	
工事完了予定年月日	
事業の施行に必要な法令及び他の条例による許可及び認可の取得の状況	

別記様式第2号（第6条関係）

年 月 日

事前協議書

宇治市長宛て

事業者 住所
氏名
電話番号
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定により、協議を求めます。

事業区域（事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区）の所在地及び面積	
--	--

別記様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

宇治市長

印

事前協議終了通知書

次のとおり協議が終了したので、通知します。

事業区域（事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区）の所在地及び面積	
--	--

別記様式第4号（第7条関係）

特定設備設置に関する標識	
事業区域の所在地	

事業区域の面積	
想定発電出力	
事業者	
設計者	
工事予定期間	
標識設置年月日	

(備考)

- 1 標識の大きさは、縦及び横それぞれ90センチメートル以上とすること。
- 2 標識の色彩については、白色を基調とし、罫線及び文字は黒色とすること。

別記様式第5号（第7条関係）

年 月 日

標識設置報告書

宇治市長宛て

事業者 住所
氏名
電話番号
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

次のとおり標識を設置したので、報告します。

事業区域（事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区）の所在地及び面積	
標識設置年月日	

別記様式第6号（第8条関係）

年 月 日

説明会結果報告書

宇治市長宛て

事業者 住所
氏名
電話番号
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

次のとおり周辺住民等に対する説明会を開催したので、宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第8条第3項の規定により、報告します。

事業区域（事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区）の所在地及び面積	
開催日時	
開催場所	
出席者数	
説明者の氏名	
説明会の概要	

別記様式第7号（第9条関係）

年 月 日

協議結果報告書

宇治市長宛て

事業者 住 所
氏 名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

特定設備の設置について周辺住民等と協議したので、協議結果を次のとおり報告します。

事業区域(事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区)の所在地及び面積	
協議を行った日時	
協議を行った場所	
協議の概要	意見の概要
	意見に対する措置の概要
協議の結果	

別記様式第8号（第11条関係）

年 月 日

特定設備設置変更許可申請書

宇治市長宛て

事業者 住 所
氏 名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第10号第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可番号	
許可年月日	
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

別記様式第9号（第12条関係）

年 月 日

事業計画軽微変更届出書

宇治市長宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第10条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

許可番号	
許可年月日	
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

別記様式第10号（第13条関係）

年 月 日

特定設備設置工事着手届出書

宇治市長宛て

事業者 住 所
氏 名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号	
許可年月日	
事業区域(事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区)の所在地及び面積	
工事着手年月日	
工事完了予定年月日	

別記様式第11号（第14条関係）

年 月 日

特定設備設置工事完了届出書

宇治市長宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

許可番号	
許可年月日	
工事完了年月日	

別記様式第12号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

宇治市長



特定設備工事検査済通知書

検査の結果、許可の内容に適合していると認められるので、宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり通知します。

許可番号	
許可年月日	
検査年月日	

別記様式第13号（第11条関係）

年 月 日

事業廃止届出書

宇治市長宛て

事業者 住所
氏名
電話番号

（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び電話番号）

宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第13条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

許可番号	
許可年月日	
事業区域（事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区）の所在地及び面積	
発電出力	
廃止予定年月日	
廃止する理由	
撤去及び処分の方法	
撤去及び処分に要する期間	
廃止した後の事業区域の管理の方法	

別記様式第14号（第17条関係）

（表）

第 号

身分証明書

所属
職名
氏名
生年月日

上記の者は、宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第16条第1項の規定による立ち入り調査を行う者であることを証明する。

年 月 日

宇治市長



（裏）

宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（抄）

（立入調査等）

- 第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、若しくは関係者に質問をさせることができる。
- 2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（揭示済）

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年6月30日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第23号

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市市税条例施行規則（昭和60年宇治市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「及び別記様式第94号の2」を「、別記様式第94号の2及び別記様式第94号の3」に改める。

別記様式第90号及び別記様式第90号の2を次のように改める。

別記様式第90号（第7条関係）

軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書 （原動機付自転車・小型特殊自動車） 年 月 日 宇治市長宛て 次のとおり申告（報告）及び申請をします。				申告の理由 新規 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/>		種別 原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (0.05リットル以下、0.6キロワット以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (0.6キロワット以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (0.09リットル以下、0.8キロワット以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (0.125リットル以下、1.0キロワット以下) <input type="checkbox"/> ミニカー 小型特殊自動車 <input type="checkbox"/> 農耕作業用 () <input type="checkbox"/> その他 ()			標識番号 納税義務発生年月日 年 月 日 旧標識番号
納税（申告・報告）義務者	所有者	住所又は所在地	□□□-□□□□ 住民登録（有・無）		所用形態	1 自己所有 2 所有権留保 3 商品車 4 リース車 5 その他 ()			
	使用者	(フリガナ) 氏名又は名称	生年月日	年 月 日	電話番号	主たる定置場 ※ () 内は旧主たる定置場所 在の市町村名を記入			
届出者	所有者	(フリガナ) 氏名又は名称	生年月日	年 月 日	電話番号	車名 型式及び年式 型式 年式 原動機の型式			
	使用者	住所又は所在地	□□□-□□□□ 住民登録（有・無）		車台番号	型式認定番号	総排気量又は定格出力		
		(フリガナ) 氏名又は名称	長さ	幅	最高速度				
		生年月日	年 月 日	電話番号	センチメートル		センチメートル		キロメートル毎時
届出者	住所又は所在地	□ 同上	(フリガナ) 氏名又は名称	□ 同上	電話番号	□ 同上		販売 譲渡 証明書 上記 <input type="checkbox"/> 原動機付自転車 (特定原付を除く)・ <input type="checkbox"/> 特定原付・ <input type="checkbox"/> 小型特殊自動車を販売し、又は譲渡したことを証明します。 年 月 日 住所又は所在地 氏名又は名称 電話番号	
電算入力	標識変更	〔備考欄〕							
	標識返納の有無	1 有							
		2 無		〔本人確認欄〕 ・免許証 ・保険証 ・その他 ()					

別記様式第90号の2（第7条関係）

軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書 （原動機付自転車・小型特殊自動車） 年 月 日 宇治市長宛て 次のとおり申告及び標識の返納をします。				申告の理由 廃車 <input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 盗難・紛失 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/>		種別 原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (0.05リットル以下、0.6キロワット以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (0.6キロワット以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (0.09リットル以下、0.8キロワット以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (0.125リットル以下、1.0キロワット以下) <input type="checkbox"/> ミニカー 小型特殊自動車 <input type="checkbox"/> 農耕作業用 () <input type="checkbox"/> その他 ()			標識番号 廃車年月日 年 月 日
納税（申告）義務者	所有者	住所又は所在地	□□□-□□□□ 住民登録（有・無）		主たる定置場	1 左記所有者の住所又は所在地と同じ 2			
	使用者	(フリガナ) 氏名又は名称	生年月日	年 月 日	電話番号	車名	型式及び年式	型式 年式	原動機の型式番号
届出者	使用者	住所又は所在地	□□□-□□□□ 住民登録（有・無）		車台番号	型式認定番号	総排気量又は定格出力		
		(フリガナ) 氏名又は名称	長さ	幅	最高速度				
		生年月日	年 月 日	電話番号	センチメートル		センチメートル		キロメートル毎時
	届出者	住所又は所在地	□ 同上	(フリガナ) 氏名又は名称	□ 同上	電話番号	□ 同上		標識返納の有無 標識返納がない場合、その理由 1 有 ア 盗難 イ 紛失 ウ 破損 エ その他 () 2 無 具体的に： []
届出者	住所又は所在地	□ 同上	(フリガナ) 氏名又は名称	□ 同上	電話番号	□ 同上		盗難届出 届出年月日 年 月 日 被害年月日 年 月 日 届出警察署 警察署 交番・駐在所 受理番号	
電算入力	廃車証明	〔備考欄〕							
		〔本人確認欄〕 ・免許証 ・保険証 ・その他 ()							

別記様式第94号の2の次に次の様式を加える。

別記様式第94号の3(第8条関係)



附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年7月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現に改正前の宇治市市税条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示済)

告 示

宇治市告示第70号

国土調査の実施について

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定により国土調査を次のとおり実施しますので、同法第7条の規定により告示します。

令和5年6月30日

宇治市長 松村 淳子

- 事業計画が定められた年月日
令和5年4月1日
- 調査を実施する者の名称
宇治市
- 調査地域
宇治市小倉町南浦の一部
- 調査期間
令和5年7月13日から令和6年3月31日まで

(揭示済)

宇治市告示第72号

放置自動車等の保管について

次の放置自動車等について、宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成7年宇治市条例第30号)第12条第4項の規定により市において保管したので、同条第5項の規定により告示します。

令和5年7月14日

宇治市長 松村 淳子

車種	スズキ レッツ4
塗色	黒色
自動車登録番号等 (車台番号)	滅失 (CA45A-166378)
放置場所	宇治市六地藏奈良町2番地の33地先 (六地藏32号線)
保管日	令和5年6月21日
引取期限	令和5年12月21日

公 告

宇治市公告第32号

職員の表彰について

宇治市表彰条例(昭和26年宇治市条例第53号)第1条の規定により、令和5年6月20日に次の職員を表彰したので、同条例第3条の規定により公告します。

令和5年7月14日

宇治市長 松村 淳子

職員

氏名	功績
堀 竜也	令和5年5月12日、意識朦朧となっていた運転中の市民の方の救助に尽力したことは、他の職員
大山 正司	の模範となるばかりか市職員の名誉を高揚した。
森本 秀	

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第18号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定の取消しについて

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の11の規定により、次に掲げる宇治市指定給水装置工事事業者の指定を取り消しましたので、公告します。

令和5年7月14日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第148号 中村商会

宇治市上下水道事業公告第19号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、宇治市指定給水装置工事事業者から指定事項変更の届出がありましたので公告します。

令和5年7月14日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	変更前	変更後
第382号	田中組	株式会社田中組

